



あま市役所

開

午前

8時

30分

後

5時

15分

祝

土

日曜

休

日

手話通訳者を 配置しています

火曜日 午前 9時～正午
木曜日 午前 9時～正午、午後1時～4時
※上記以外の曜日のご利用につきましては、お問い合わせください。

問合先 障がい福祉課
☎485・5980 FAX444・1074

✉shogai@city.ama.lg.jp



子育て



子育て応援!

ファミリー・サポート・センター依

頼会員を募集します！

子育てのお手伝い（お子さんの送迎・一時預かり）をしてほしい方、地域の方にお願いしてみませんか？

登録説明会

日時 7月12日(水)

午前10時～11時30分

場所 大治町総合福祉センター

対象 生後4か月から小学校6年生

t.ne.jp

☎462・0150



申込 説明会の3日前までに電話、またはメールでお申し込みください。

※説明会の無料託児有り。（4か月から未就学児まで、要予約、定員有り）託児を希望の方は開催日8日前までに申し込みが必要です。

メール申込 件名「説明会申込み」、

本文に「氏名、電話番号、参加日、託児の有無（有は名前、よみがな、生年月日）」を記入して送信してください。

問合先 あまつ子なるつ子ふあみさぽセンター事務局（七宝公民館1階）

☎462・0160

低所得の子育て世帯生活支援特別給付金の「」案内	
食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に支給を受けている人及び4月分の新規児童扶養手当の支給を受けている人	対し、特別給付金を支給しています。
○ひとり親世帯分	支給対象者
次のうち、いずれかに該当する人	①令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けている人及び4月分の新規児童扶養手当の支給を受けている人
②、③、⑤に該当する人	①令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けている人
④に該当する人	②公的年金給付等を受けていることにより令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない人
⑤に該当する人	③食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変している、児童扶養手当の支給を受けている人と同じ水準の収入の人
支給時期	①または④に該当する人
申請期間	令和5年5月31日(水)に支給済
課税の人	※児童扶養手当の認定が遅れている人については、認定が下り次第随時支給をしています。

ア 令和5年度の住民税均等割が非課税の人	イ 令和5年度の住民税均等割が非課税である人と同様の事情にあると認められる人
①または④に該当する人	②、③、⑤に該当する人
申請の必要はありません	①令和5年2月29日(木)まで
②、③に該当する人	※申請書は、子ども福祉課で配付しています。
③に該当する人	②、③、⑤に該当する人
④に該当する人	①または④に該当する人
⑤に該当する人	申請から約1か月以内
支給額	※支払通知を送付しますので、「」確認ください。
申請場所 子ども福祉課	児童1人当たり一律5万円
※「ひとり親世帯分」と「ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分」の両方に該当する場合、「どちらか一方のみ支給を受ける」とができる	変し、次のいずれかに該当する人

ます。

問合先 子ども福祉課

☎ 4444・31173
FAX 443・2571

募集



保育園会計年度任用職員(保育士)
募集

業務内容 保育補助業務
賃金 市の規定に基づき支給

※通勤手当は距離に応じて支給

勤務地 市立保育園
勤務時間 午前7時～午後7時(うち7時間以内勤務、休憩1時間有)、週5日以内

応募資格 保育士資格を有する方
提出書類 履歴書(写真貼付)、資格の写し

※後日依頼のときに健康診断書
の写し

※後日依頼のときに健康診断書
の写し

勤務地 市立放課後児童クラブ運営業務
勤務時間 午後2時30分頃から午後7時まで

応募資格 放課後児童支援員認定資格、保育士、幼稚園・小中学校教諭・社会福祉士の資格を有する方
提出書類 履歴書(写真貼付)、資格の写し

※後日依頼のときに健康診断書
の写し

勤務地 市立保育園
勤務時間 午前8時～午後4時30分(うち7時間以内勤務、休憩1時間)

応募資格 市の規定に基づき支給
提出書類 履歴書(写真貼付)、資格の写し

問合先 子ども福祉課

応募資格 准看護師または看護師免許を有する方
提出書類 履歴書(写真貼付)、資格の写し
提出先 保育課
問合先 保育課

※後日依頼のときに健康診断書
の写し

※書類提出後、面接のうえ決定します。

※書類提出後、面接のうえ決定します。

問合先 保育課

☎ 485・5988
FAX 443・2571

パートタイム会計年度任用職員(放課後児童支援員・補助員)募集

業務内容 児童クラブ運営業務
勤務地 市立放課後児童クラブ実施施設15か所

勤務時間 午後2時30分頃から午後7時まで

応募資格 放課後児童支援員認定資格、保育士、幼稚園・小中学校教諭・社会福祉士の資格を有する方
提出書類 履歴書(写真貼付)、資格の写し

※後日依頼のときに健康診断書
の写し

※後日依頼のときに健康診断書
の写し

勤務地 甚目寺地区
勤務時間 午後2時30分頃から午後7時まで

応募資格 放課後児童支援員認定資格、保育士、幼稚園・小中学校教諭・社会福祉士の資格を有する方
提出書類 履歴書(写真貼付)、資格の写し

※後日依頼のときに健康診断書
の写し

勤務地 甚目寺地区
勤務時間 午前8時～午後4時30分(うち7時間以内勤務、休憩1時間)

応募資格 市の規定に基づき支給
提出書類 履歴書(写真貼付)、資格の写し

問合先 保育課

応募資格 NPO法人いち・たす・いた様
提出書類 寄附のお礼
提出先 甚目寺地区
問合先 甚目寺北児童館
FAX 445・0346
FAX 445・1367

応募資格 美和地区
提出書類 甚目寺地区
提出先 甚目寺北児童館
FAX 445・0346
FAX 445・1367

応募資格 美和地区
提出書類 甚目寺地区
提出先 甚目寺北児童館
FAX 445・0346
FAX 445・1367

応募資格 甚目寺地区
提出書類 甚目寺地区
提出先 甚目寺北児童館
FAX 444・0982
FAX 444・1714

応募資格 甚目寺地区
提出書類 甚目寺地区
提出先 甚目寺北児童館
FAX 444・0982
FAX 444・1714

寄附



株式会社G-FIT・株式会社愛知銀行
今池支店様

子どもの教育のために
CDラジオ4台及びCDラジカセ

1台

市民の方
甚目寺小学校、甚目寺南小学校、甚目寺東小学校及び甚目寺西小学校の図書購入費として
現金40万円

対象車両
原動機付自転車のうち、外部電源

により供給される電気を動力源とするものであつて、左記の要件全てに該当するもの。

法の一部を改正する法律のうち、特定小型原動機付自転車(いわゆる電動キックボード等)の交通方法等に関する規定が施行されます。

令和5年7月1日から、道路交通法の一部を改正する法律のうち、特定小型原動機付自転車(いわゆる電動キックボード等)の交通方法等に関する規定が施行されます。

税



特定小型原動機付自転車用(電動キックボード等)のナンバープレートについて

令和5年7月1日から、道路交通法の一部を改正する法律のうち、特定小型原動機付自転車(いわゆる電動キックボード等)の交通方法等に関する規定が施行されます。

「J厚意ありがとうございました。」

「J厚意ありがとうございました。」

「J厚意ありがとうございました。」

「J厚意ありがとうございました。」

「J厚意ありがとうございました。」

「J厚意ありがとうございました。」

「J厚意ありがとうございました。」

Life』冊子

NPO法人いち・たす・いた様

来庁者のために
自走式車椅子2台

「J厚意ありがとうございました。」

- 四 走行中に最高速度の設定を変更することができる」と
- 五 オートマチック・トランスマッシュヨン(ATO)である」と
- 六 最高速度表示灯(灯火が緑色で、適切に点灯または点滅するもの)が備えられていること 等
- これらすべてに該当する車両においては、税務課窓口にて特定小型原動機付自転車用ナンバープレートの交付申請を7月3日から受け付けます。また、改正法施行日より前に従来のナンバープレートが交付されている車両については、特定小型原動機付自転車用ナンバープレートへの交換が可能です。ただし、ナンバーの引継ぎはできません。あらかじめご了承ください。
- ナンバープレートの交付申請について**
- 新しくナンバープレートを取得する場合
 - 申請方法については、従来の原動機付自転車と変わりません。
 - 特定小型原動機付自転車用ナンバープレートへの交換を希望する場合
 - 手続きには左記4点が必要となります。なお、ナンバープレートの交換費用は掛かりません。
 - 対象車両が分かる書類(説明書等)

福祉



問合先 税務課

FAX 444-0509

問合先 高齢福祉課

FAX 444-3141

対象

昭和48年12月31日以前に婚姻された夫婦(婚姻届以前に事実上婚姻関係にある場合を含む。ただし、以前に金婚の祝いを受けられた夫婦、結婚50年を迎えた夫婦に対し記念品を贈呈し、お祝いします)。

金婚夫婦の申込受付のご案内

市ではこのたびでたく結婚50周年を迎えた夫婦に対し記念品を贈呈し、お祝いします。

申請方法

受付場所にて申請書を用意していきます。必要事項を記入して提出してください。

※本籍が市外の方は婚姻日の確認のため、「籍謄本(取得から3か月以内のもの)の添付が必要です。

受付場所 高齢福祉課

受付期間 7月10日㈪～8月18日㈮
(土日曜・祝日を除く)

対象

6月下旬に現在認定を受けている方に対しても、更新手続きを送付しましたのでご確認ください。更新案内は8月以降の認定を保証するものではありません。

申込 6月26日㈪から(土・日曜・祝日を除く)
詳しく述べては、高齢福祉課までお問い合わせください。

申請方法

受付場所にて申請書を用意していきます。必要事項を記入して提出してください。

※本籍が市外の方は婚姻日の確認のため、「籍謄本(取得から3か月以内のもの)の添付が必要です。

受付場所 高齢福祉課

受付期間 7月10日㈪～8月18日㈮
(土日曜・祝日を除く)

対象

(1)次のすべてに該当する人

- ・世帯員の中に市民税課課税者がいる
- ・年間収入が単身世帯で150万

額の軽減制度のお知らせ

あらかじめ利用者負担の軽減を実施する旨を申し出た社会福祉法人等が運営する特別養護老人ホーム、訪問介護、通所介護等を利用する場合、サービス利用に伴う利用者負担が軽減される制度があります。